

○航空自衛隊の自動車の番号、標識及び保安検査等に関する達（登録報告）（登録外報告）

昭和 45 年 11 月 16 日 航空自衛隊達第 26 号  
航空幕僚長 空将 緒方景俊

改正 昭和 51 年 12 月 16 日 航空自衛隊達第 32 号 昭和 56 年 2 月 7 日 航空自衛隊達第 11 号  
昭和 53 年 2 月 27 日 航空自衛隊達第 3 号 平成 25 年 7 月 31 日 航空自衛隊達第 68 号  
令和 3 年 3 月 31 日 航空自衛隊達第 24 号

航空自衛隊の自動車の番号、標識及び保安検査等に関する達を次のように定める。

航空自衛隊の自動車の番号、保安検査等の事務処理に関する達（昭和 42 年航空自衛隊達第 28 号）の全部を改正する。

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 自動車番号、塗色及び標識（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 管理換（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 保安検査（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 検査証（第 13 条・第 14 条）

第 6 章 雑則（第 15 条—第 20 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 45 年防衛庁訓令第 1 号。以下「訓令」という。）の実施及び自衛隊の自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（昭和 45 年陸上自衛隊達第 95—3 号。以下「陸自達」という。）に基づく航空自衛隊の自動車の番号、標識及び保安検査等の業務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）基地業務担当部隊等の長 輸送及び車両の管理運用に係る基地業務を担当する部隊等の長をいう。
- （2）陸自担当補給処長 陸自達第 2 条第 1 号に定める担当補給処長をいう。

第 2 章 自動車番号、塗色及び標識

（自動車番号の付与要求）

第 3 条 陸自達第 4 条に規定する自動車番号付与要求書の補給統制本部長への送付（2

部)は、補給本部長が行うものとする。この場合、補給本部長は、写し1部を第4補給処長に送付するものとする。

(自動車番号標の取得及び返納)

第4条 新規調達自動車の自動車番号標は、当該自動車とともに取得するものとする。

- 2 新規調達自動車以外の自動車の自動車番号標は、原則として第4補給処長が取得する。
- 3 補給本部長は、各自衛隊以外から管理換された自動車について、補給統制本部長からの自動車番号付与通知に基づき、自動車番号標の取得のための計画、第4補給処長への指示等所要の措置をとるものとする。
- 4 基地業務担当部隊等の長は、自動車番号標を亡失し又は毀損等により識別困難となった場合には、第4補給処長に補給請求を行うものとする。この場合、補給請求には、自動車番号標再交付要求書(別紙様式第1)を添付するものとする。
- 5 基地業務担当部隊等の長は、訓令第8条の規定による自動車番号標(再交付により交換された旧自動車番号標を含む。)を返納する場合には、第4補給処長に返納するものとする。
- 6 第4補給処長は、前項により返納された自動車番号標について不用決定を行い、その状況を明らかにした記録を整備しておくものとする。

(自動車番号の変更)

第5条 陸自達第8条第1項に規定する自動車番号変更指示(要求)書の補給統制本部長への送付は、補給本部長が行うものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、陸自担当補給処長から自動車番号変更通知書の送付があった場合には、当該通知書を、使用部隊等(車両等を使用する編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。以下同じ。)の長に送付するものとする。
- 3 使用部隊等の長は、前項により送付された当該通知書は、自動車検査証(以下「検査証」という。)の訂正が終るまでの間検査証とともに保管するものとする。

(自動車番号の廃止)

第6条 陸自達第9条第1項に規定する自動車番号の廃止要求の補給統制本部長への送付は、補給本部長が行うものとする。

(航空自衛隊の自動車の塗色)

第7条 航空自衛隊の自動車の車体の塗色は、航空自衛隊技術指令書(航空自衛隊技術指令書規則(昭和43年航空自衛隊達第26号)に定めるものをいう。以下同じ。)に定めるところによる。

- 2 前項に定める以外の塗色を必要とする場合には、航空幕僚長の承認を受けるものとする。

(航空自衛隊における標識及び記入要領)

第8条 訓令第6条の規定に基づく記入要領並びに訓令第7条の規定に基づく標識及

び記入要領は、航空自衛隊技術指令書に定めるところによる。

### 第3章 管理換

(陸自担当補給処を異にする管理換)

第9条 基地業務担当部隊等の長は、陸自担当補給処を異にして自動車を管理換する場合には、自動車検査証変更要求書により陸自担当補給処長に通知するものとする。

2 陸自担当補給処を異にする管理換の自動車を受領した基地業務担当部隊等の長は、第13条に定めるところにより検査証記載事項変更手続きを、すみやかに行なうものとする。

(陸自担当補給処を同じくする管理換)

第10条 基地業務担当部隊等の長は、陸自担当補給処を同じくして管理換された自動車を受領した場合には、第13条に定めるところにより検査証記載事項変更手続きを、すみやかに行なうものとする。

### 第4章 保安検査

(保安検査の実施)

第11条 陸自達第13条第2項に規定する保安検査の実施を指定された部隊等の長(以下「検査受託部隊等の長」という。)は、保安検査の実施にあたっては、陸自担当補給処長と連絡及び調整を密にして、検査業務を公正、かつ、円滑に実施しなければならない。

2 検査受託部隊等の長は、陸自達第14条に規定する資格に該当する者のうちから、適任者を保安検査の検査官に指名し、自動車保安検査官通知書(別紙様式第2)により、陸自担当補給処長に通知するとともに、写しを、補給本部長に送付するものとする。

(陸自担当補給処長が実施する検査証の有効期間が満了する場合の保安検査)

第12条 陸自達第15条第2項に規定する自動車保安検査受検予定表の陸自担当補給処長への送付及び同項後段の調整は、基地業務担当部隊等の長が行なうものとする。

### 第5章 検査証

(検査証記載事項の変更)

第13条 陸自達第18条第1項に規定する自動車検査証変更要求書の陸自担当補給処長への送付は、基地業務担当部隊等の長が行なうものとする。

2 陸自達第18条第3項に規定する自動車検査証変更通知書の提示は、使用部隊等の長が行なうものとする。

(検査証の再交付の要求及び返納)

第14条 陸自達第19条第1項に規定する検査証再発行の陸自担当補給処長への要求及び同条第2項に規定する検査証の返納は、基地業務担当部隊等の長が行なうものとする。

### 第6章 雑則

(適用除外指定の申請)

第15条 補給本部長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の適用除外の指定

を要する自動車については、訓令第 23 条による申出手続方を、航空幕僚長に申請するものとする。この場合、すでに適用除外の指定を受けた車名、型式、形状の自動車と同一のものについての申請は、適用除外申出自動車一覧表（別紙様式第 3）により毎年度とりまとめて、7 月 10 日までに行なうものとする。

（臨時運行）

第 16 条 訓令第 26 条の規定に基づく自動車の臨時運行の許可権者は、基地業務担当部隊等の長とする。

2 使用部隊等の長は、訓令第 26 条による自動車の臨時運行を必要とする場合には、臨時運行許可申請書（別紙様式第 4）により、前項に定める者に申請し、許可を得るものとする。

3 臨時運行番号標の保管及び授受は、基地業務担当部隊等の長の定めるところによるものとする。

（改造前の検査）

第 17 条 訓令第 22 条の規定に基づく自動車の改造前の検査を行う者は、第 4 補給処長又はその指定する者とする。

2 基地業務担当部隊等の長は、訓令第 22 条の規定による検査を必要とする場合には、前項に定める者の検査を受けなければならない。

（故障報告）

第 18 条 訓令第 25 条第 1 項の報告は、車両等を使用する編制部隊及び機関の長が航空自衛隊技術指令書に定めるところにより、装備品等不具合報告 (MC-E 5-AR (C-3)) を作成し、補給本部長に提出することにより行なうものとする。

2 補給本部長は、前項の提出を受けた場合には、当該故障の原因を検討し、構造上の欠陥その他の理由により仕様書の変更を要するものについては、航空幕僚長に報告するものとする。（登録外報告）

（登録用証明書の発行）

第 19 条 訓令第 28 条に規定する登録用証明書の発行は、補給本部長が行なうものとする。

（事務処理の細部）

第 20 条 自動車の番号、保安検査等の事務処理の細部は、別図に示すとおりとする。

附 則

この達は、昭和 45 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 16 日航空自衛隊達第 32 号）

この達は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 2 月 27 日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和 53 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号）

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日航空自衛隊達第 68 号）  
この達は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 24 号）  
この達は、平成 3 年 3 月 31 日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

第4補給処長 殿  
（資材計画部長気付）

発簡番号  
発簡年月日  
発簡者名

自動車番号標再交付要求書

基地等名	使用部隊等名		
車種	自動車番号	要求枚数	再交付を受ける理由

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第11条関係）

陸自担当補給処長 殿

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

自動車保安検査官 選任 通知書  
解任

基地等名	航空自衛隊	基地	保安検査実施 受託部隊名	
検査官所属部隊名				
検査官階級氏名				
該当資格				
選任(解任)年月日				
解任の理由				
検査官の検査範囲	1 訓令第16条3項(2)の検査		2 訓令第16条3項(3)の検査	
検査官連絡先	電話番号			

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第3（第15条関係）

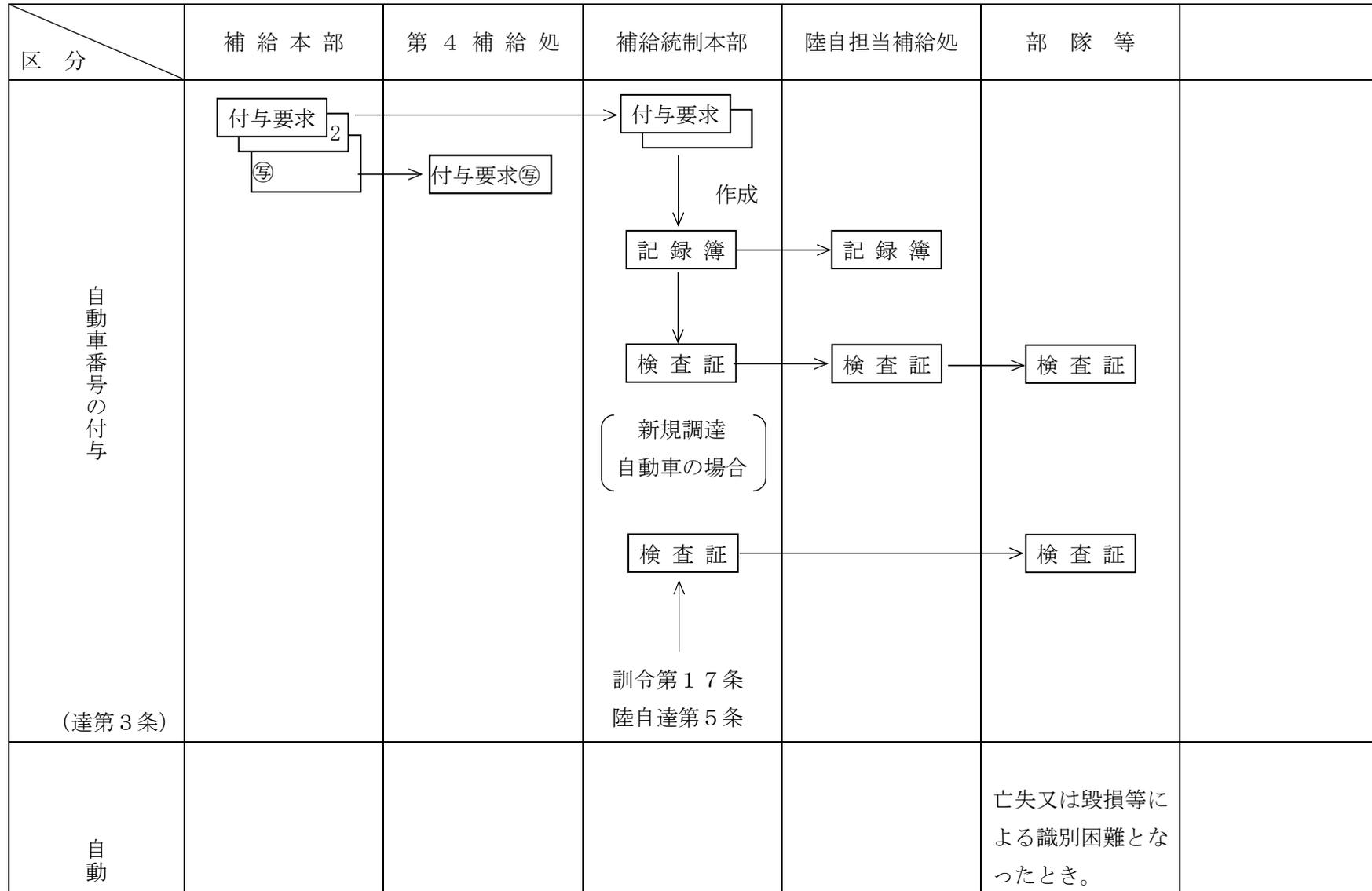
適用除外申出自動車一覧表  
(令和 年度)

車名・型式・形状	既に適用除外の指定を受けた自動車番号	自衛隊法第114条第2項の規定による保安基準の制限又は緩和の条項を適用する事項			年度末保有数	年度調達数(見込数)	備考
		条項	緩和事項	制限事項			
(例) ジープ J54 A型 1/4 トン 4×4 トラック 6 トン セミトレーラ・バン M348A 2H	第71号 (44. 2. 7) 第979号 (42. 11. 20)	なし。 第1項	— 高さ 3.74メートル	(1) 部隊等の長は、あらかじめ運行経路を調査し通過の可否を確認のうえ運行する。 (2) 市街地を避けやむを得ず市街地を運行する場合には、40km/h以下とする。			

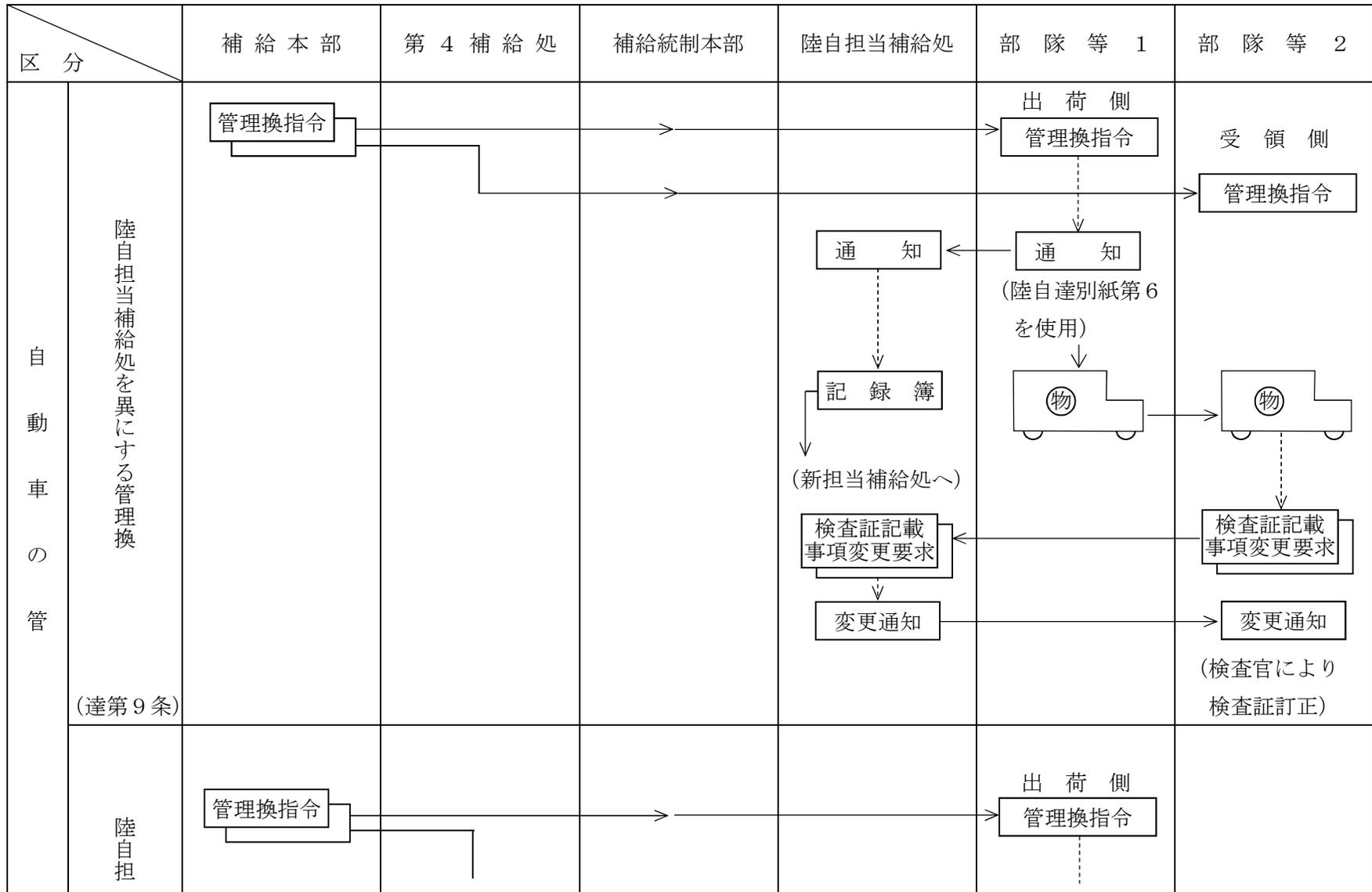
- (注) 1 この表は、前年度までに既に適用除外の指定を受けた車名・型式・形状の自動車と同一のものについてのみ記入するものとする。
- 2 自動車番号欄には、最新の自動車番号及び当該番号付与年月日を記入する。
- 3 条項欄には、訓令、別冊第1の保安基準表の項目番号を記入する。
- 4 備考欄には、民間において型式承認を受けているものについて、その自動車番号を記入する。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

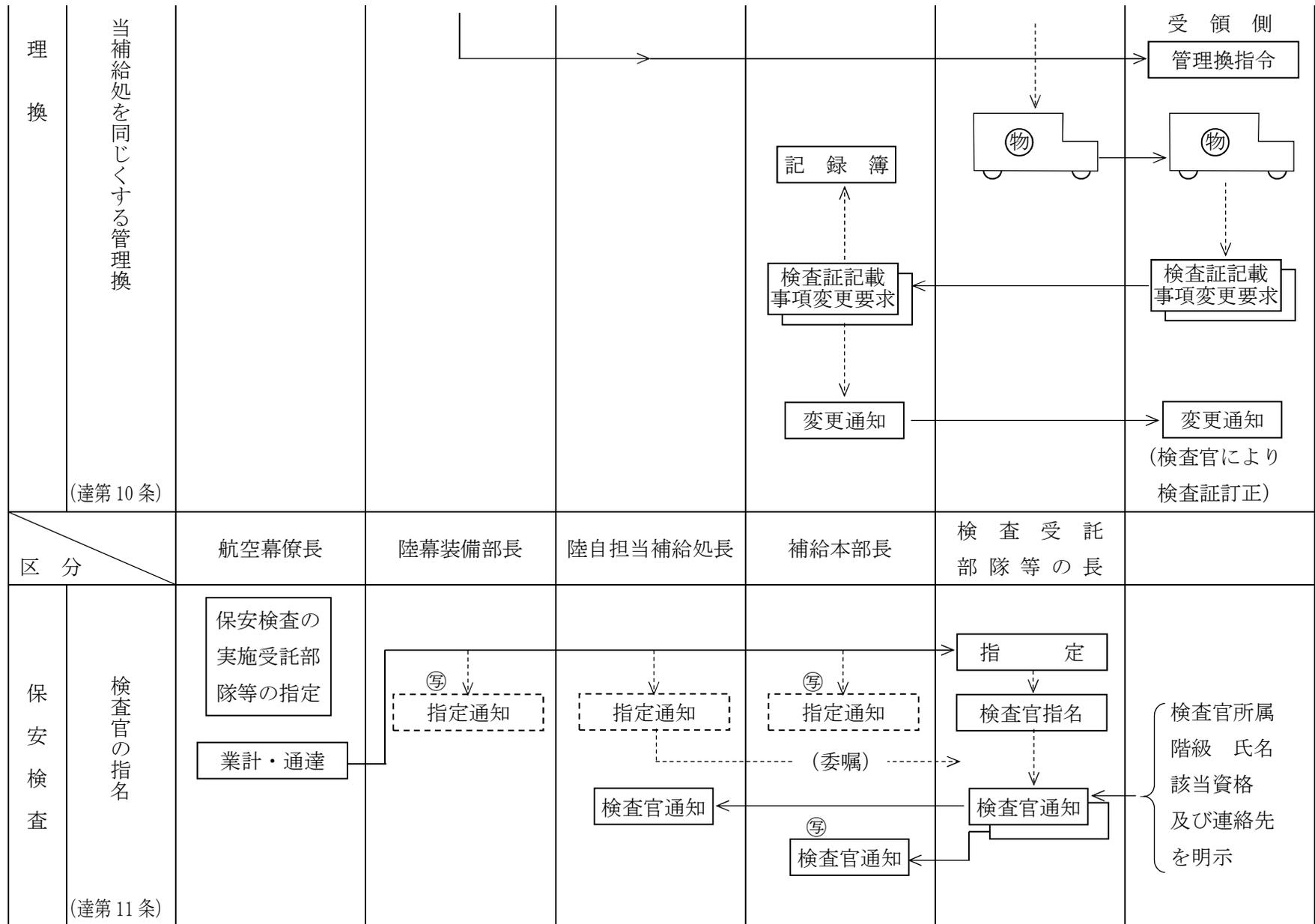


別図（第 20 条関係） 自動車番号付与・保安検査事務処理図



<p>車番号標の取得及び返納 (達第4条)</p>		<p>再交付要求書 ↓ 請求原票 → 番号標取得 ↓ 旧番号標 ↓ 不用決定 再交付記録</p>	<p>(補給請求)</p>		<p>↓ 再交付要求書 ↓ 請求原票 → 再交付 ↓ 旧番号標</p>	
<p>自動車番号の変更 (達第5条)</p>	<p>陸自達第8条第1項 ↓ 変更要求 ↓ 変更通知</p>		<p>変更要求 ↓ 変更通知</p>	<p>変更通知</p>	<p>変更通知</p>	<p>変更通知書は検査証訂正までの間部隊等で保管する。</p>
<p>自動車番号の廃止 (達第6条)</p>	<p>陸自達第9条第1項 ↓ 廃止要求 ↓ 廃止通知</p>		<p>廃止要求 ↓ 廃止通知</p>	<p>廃止通知</p>		





区分	補給本部	第4補給処	陸自担当補給処	部隊等1	部隊等2	部隊等3
保安検査 検査証の有効期間が満了する場合			<p>記録簿</p> <p>保安検査票</p> <p>各四半期受検予定表①</p>	<p>訓令第16条第3項(2)(3)の保安検査実施受託指定</p> <p>(空自部隊等実施)</p> <p>各四半期受検予定表① ②</p> <p>控</p> <p>検査受託部隊等の長</p> <p>保安検査官</p> <p>検査実施</p> <p>保安検査票</p> <p>有効期間更新</p> <p>検査証</p> <p>各四半期受検予定表①</p>	<p>訓令第16条第3項(3)のみ保安検査実施受託指定</p> <p>各四半期受検予定表① ② ③</p> <p>控</p>	<p>部隊等1、2以外の受検部隊等</p> <p>各四半期受検予定表① ② ③</p> <p>控</p>

<p>査</p>	<p>(達第 12 条)</p>				<p>陸自検査官 検査実施</p>	<p>陸自検査官 検査実施</p>	<p>陸自検査官 検査実施</p>
<p>高度の整備をした場合</p>	<p>(陸自達第 17 条)</p>						<p>保安検査票の送付は、有効期間を更新したときに限る。</p>
<p>検査項の記載</p>	<p>(達第 13 条)</p>			<p>基地業務担当 部隊等の長</p>	<p>使用部隊 等の長</p>		<p>変更通知書は検査官により検査証の訂正までの間検査証とともに保管する。</p>